

## 公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター折込広告等の手数料徴収要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が管理する会員情報誌等（以下「会報等」という。）の配送に際し、折込広告等の同封を希望する者から、手数料を徴することにより、自主財源の確保を図るとともに、会員へ広く有益情報を提供することを目的とする。

### (折込広告等の範囲)

第2条 折込可能な広告類等は、会員利益の向上に資するものとし、その基準は、公益財団法人高知勤労者サービスセンター広告掲載取扱要綱（以下「広告掲載取扱要綱」という。）及びセンター会報等広告掲載基準（以下「会報等広告掲載基準」という。）に準ずるものとする。

### (折込広告等の広告の規格)

第3条 折込広告類の規格はA4を基準とする。A4を越える等の広告物については、折込広告を依頼する者（以下「広告主」という）が、事前にA4のサイズとして規格を統一するものとする。

### (折込広告等の広告の同封手数料)

第4条 折込広告等の同封手数料（以下「手数料」という。）は、1回の封入につき、次のとおりとする。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 会員個人に同封するもの  | 1会員当たり       |
| ア A4版            | 8円（税込み）      |
| イ A4版2つ折り        | 15円（税込み）     |
| ウ 冊子（50gを限度とする）  | 20円（税込み）     |
| (2) 事業所単位に同封するもの | 1回当たり        |
| ア A4版            | 12,000円（税込み） |
| イ A4版2つ折り        | 18,000円（税込み） |
| ウ 冊子（50gを限度とする）  | 30,000円（税込み） |

- 2 広告主がセンターの会員である場合は、前項第1号及び第2号に定める手数料の5割を減ずることができるものとする。
- 3 広告主がセンターの協力団体であって、折込広告等の内容がセンター会員の勤労者福祉の向上に寄与するものであると認められる場合は、第1項第1号に定める手数料の2割を、また第1項第2号に定める手数料の全額を免除することができる。
- 4 広告主が行政機関であって、折込広告等の内容がセンター会員の勤労者福祉の向上に寄与するものであると認められる場合は、第1項各号に定める手数料を徴しない。
- 5 第2項及び第3項の規定により、算出した手数料額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### (折込広告等の広告主希望者の募集)

第5条 広告主希望者の募集は、会報及びセンターのホームページ等で公募するものとする。

(折込広告等の広告主希望者の申込み)

第6条 広告主希望者は、折込広告等同封申込書（第1号様式）に必要事項を記載のうえ、広告見本を添えて、センターが指定する期間内に申し込むものとする。

2 前項の期間内に広告見本が作成できない場合には、これに変わる内容及びイメージ等を書面にて提出するものとする。

(折込広告等の広告主の決定)

第7条 広告主の決定は、折込広告の内容が、広告掲載取扱要綱及び会報等広告掲載基準に抵触していないことを確認の上決定し、折込広告等同封決定通知書（第2号様式）において通知する。

(折込広告等の広告物の納入)

第8条 同封する折込広告は、センターの指示する日（以下、「指定納入日」という。）及び場所に納入するものとし、納入の際の指示にも従うものとする。

(折込広告等の広告同封手数料の納付)

第9条 広告主は、手数料をセンターが指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、センターの発行する請求書により、一括で納付するものとする。

(折込広告等の広告同封の取消し)

第10条 広告主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告等のいずれの手続きも経ずに、広告等の同封を取消することができる。

(1) 指定期日までに手数料の納付がないとき。

(2) 指定納入日までに広告物の納入がないとき。

(3) 同封決定後に、広告の内容等が広告掲載取扱要綱及び会報等広告掲載基準に抵触することが判明したとき。

2 前各号の取扱に関して、センターは賠償の責めを負わない。又、納付済みの手数料は返還しない。

(広告等の同封の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告等の同封を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告等の同封を取り下げ場合は、広告主は広告等の同封の取り下げ申込書（第3号様式）により、取り下げをセンターが定める会報送付予定日の1週間前までに通知しなければならない。

3 第1項の規定により広告の同封を取り下げた場合は、納付済みの手数料は返還しない。

(折込広告等の広告主の責務)

第12条 広告主は、同封された広告の内容等にすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議の申し立てや損害賠償の請求などの行為が行われた場合には、自己責任においてすべてを解決するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から適用する。